

2008年7月18日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号 8604  
東証・大証・名証第一部

## ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(以下「当社」、執行役社長兼 CEO:渡部賢一)は、本日開催の経営会議( )において、ストック・オプションの目的で発行する新株予約権の内容を、下記の通り決定した。

( )経営会議はCEO、COO、部門CEO、その他CEOが指名する者によって構成される当社の機関であり、取締役会決議により新株予約権の発行を含む重要な業務の決定を委任されている。なお、当社の取締役・執行役への個人別の新株予約権の割当ては、報酬委員会の決定にしている。

### 記

#### 1. 発行する新株予約権

(1) 第22回新株予約権(当社の取締役、執行役及び使用人を対象)( 1)

(2) 第23回新株予約権(当社の子会社の取締役、執行役及び使用人を対象)( 2)

(3) 第24回新株予約権(当社の取締役を対象)( 1)

(4) 第25回新株予約権(当社の子会社の取締役を対象)( 2)

( 1) 第22回及び第24回新株予約権は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づいてストック・オプションの目的で発行するものである。

( 2) 第23回及び第25回新株予約権は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月26日開催の当社第104回定時株主総会によって募集事項の決定の委任を受けた範囲で、ストック・オプションの目的で新株予約権の発行を行うものである。

#### 2. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

第22回及び第23回新株予約権は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」(以下「行使価額」)を、新株予約権の割当時点における当社普通株式の時価を基準に決定するもので、当社及び当社の子会社の取締役・執行役及び使用人を対象に割り当てる。

第24回及び第25回新株予約権は行使価額を1株当たり1円とするもので、当社及び当社の子会社の取締役を対象に現金報酬の一部に代えて割り当てる。

付与後 2 年間、権利行使を制限することで、以下の効用を期待している。

- (1) 報酬の一部に、延べ払い的な要素を取り入れることにより、優秀な人材を中長期的に確保する。
- (2) 報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株主との利害の一致を図る。
- (3) 異なる部門・地域で働くグループの役員・使用人に共通のインセンティブ・プランを提供することにより、グループ全体の業績や信頼の向上に資する。

### 3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

#### (1) 当社の取締役・執行役に割り当てる予定の新株予約権

名称	取締役及び執行役(社外取締役を除く)			社外取締役		
	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)
第 22 回 新株予約権	17	930 ( 1)	93,000	5	100 ( 2)	10,000
第 24 回 新株予約権				2	60 ( 3)	6,000

- ( 1) 一人当たりの割当数は 20 ~ 100 個
- ( 2) 一人当たりの割当数は 20 個
- ( 3) 一人当たりの割当数は 30 個

#### (2) 使用人等に割り当てる予定の新株予約権

名称	当社の使用人			当社の子会社の取締役、執行役及び使用人		
	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)
第 22 回 新株予約権	2	70 ( 4)	7,000			
第 23 回 新株予約権				610	19,810 ( 5)	1,981,000
第 25 回 新株予約権				1	30	3,000

- ( 4) 一人当たりの割当数は 30 ~ 40 個
- ( 5) 一人当たりの割当数は 20 ~ 100 個

なお、当社の取締役、執行役及び使用人に対して付与する第 22 回及び第 24 回新株予約権については職務と対価性のある報酬の支払いと整理され、会社法第 238 条第 3 項第 1 号に規定する「特に有利な条件」による付与に該当しない。

また、上記の個数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割

り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とする。

新株予約権の発行要領

	第 22 回	第 23 回	第 24 回	第 25 回
(1) 割当の対象者	当社の取締役、 執行役及び使用 人  合計 24 名	当社の子会社 の取締役、執行 役及び使用人  合計 610 名	当社の取締役  合計 2 名	当社の子会社 の取締役  合計 1 名
(2) 新株予約権の 総数	1,100 個	19,810 個	60 個	30 個
(3) 新株予約権の 行使に際して出 資される財産の 価額又はその算 定方法	平成 20 年 7 月の各日(取引が成立 しない日を除く。)における株式会 社東京証券取引所の当社の普通 株式の普通取引の終値の平均値、 又は割当日における株式会社東京 証券取引所の当社の普通株式の 普通取引の終値(終値がない場合 は、それに先立つ直近日の終値と する。)のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数 は、これを切り上げる。		1 株当たり 1 円	
(4) 新株予約権の 目的である株 式の種類及び 数	本新株予約権 1 個当たり当社普通株式 100 株とする。 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法 により、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(付与株式数)の 調整を行う。			
(5) 新株予約権の 払込金額又はそ の算定方法	新株予約権と引換に金銭の払い込みを要しない。			
(6) 新株予約権の 行使期間	平成 22 年 8 月 6 日 ~ 平成 27 年 8 月 5 日			
(7) 新株予約権の 行使条件	<1> 1 個の新株予約権の一部の行 使でないこと。 <2> 新株予約権者が、新株予約権 の割当日から権利行使の時点 まで当社又は当社の子会社の 役員又は使用人たる地位を有		<1> 同左 <2> 新株予約権者が、新株予約権 の割当日から権利行使期間の 開始時点まで当社又は当社 の子会社の役員又は使用人たる	

	第 22 回	第 23 回	第 24 回	第 25 回
	<p>していること。            なお、別途定める事由(欄外注)に該当する場合を除き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。            &lt;3&gt;行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職もしくは懲戒解職の決定又はこれらに準ずる事由がないこと。</p>		<p>地位を有していること。            なお、別途定める事由(欄外注)に該当する場合を除き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。            &lt;3&gt;同左</p>	
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金の額	<p>&lt;1&gt;増加する資本金の額            会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。            &lt;2&gt;増加する資本準備金の額            資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額。</p>			
(9) 新株予約権の取得に関する事項	<p>当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p>			
(10) 新株予約権の譲渡制限	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。</p>			
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	<p>上記(9)に記載のとおり。</p>			
(12) 新株予約権の割当日	<p>平成 20 年 8 月 5 日</p>			
(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い	<p>新株予約権証券は発行しない。</p>			

(注) 任期満了による退任、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇(整理解雇)等が定められている。

- <ご参考> 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 20 年 5 月 14 日  
2. 第 104 回定時株主総会の決議日 平成 20 年 6 月 26 日

以 上